

## 札幌市中小企業融資制度要綱取扱細則

## 目次

第1章 総則	1
第2章 一般中小企業振興資金	3
第1節 札幌みらい資金	3
第2節 景気対策支援資金	4
第3節 経営力強化支援資金	5
第4節 伴走型経営改善資金	6
第3章 特別資金	7
第1節 事業革新支援資金	7
第2節 創業・雇用創出支援資金	9
第3節 カーボンニュートラル推進資金	10

## 第1章 総則

### (従業員)

第1条 札幌市中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する「常時使用する従業員」には、次に掲げる者は含まないものとする。

- (1) 会社の役員
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇の予告を必要としない短期間アルバイトなどの臨時的な従業員（実質、常雇関係にある場合は除く。）
- (3) 個人事業主及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族である家族従業員
- (4) 特定非営利活動法人の役員

### (業種)

第2条 事業における業種は、原則として、日本標準産業分類上の「小分類」によるものとする。

- 2 要綱第2条第4号に規定する「商業」は、卸売業、小売業及び飲食店とする。
- 3 自動車整備業、旅行業については、日本標準産業分類上サービス業に分類されているが、規模要件は製造業に準拠するものとする。

### (住所)

第3条 要綱第3条第1号に規定する「市内において事業を営んでいる」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人にあつては、市内に事務所及び所得税法（昭和44年法律第33号）に規定する納税地を有する。
  - (2) 法人にあつては、市内に本店又は支店を有する。
- 2 市外に本店を有して市内に支店を有する法人の場合、資金使途は当該支店に必要な資金とする。

### (納税要件)

第4条 要綱第3条第3号に規定する「市税」は、個人にあつては、個人市民税とし、法人にあつては、法人市民税とする。

- 2 前項の市税を滞納していないことの証明は、原則として市長の発行する納税証明書でなければならない。

(保証人)

第5条 要綱第11条の規定による「保証人」の徴求基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業者にあつては、次に掲げる場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとする。
  - ア 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、又は本人若しくは法人代表者とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
  - イ 本人又は法人代表者が健康上の理由などのため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
  - ウ 財務内容その他経営状況などの総合的な判断により、当該事業の協力者又は支援者などから積極的に連帯保証の申し出があつた場合
- (2) 協同組合等にあつては、原則として代表理事のみ連帯保証人とするが、個々の協同組合等の実情に応じて他の理事を連帯保証人とすることができる。なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員又はその代表者を連帯保証人とすることができる。
- (3) 担保提供者は、前各号に該当する場合を除き連帯保証人として徴求せず、物上保証人とする。
- (4) 伴走型経営改善資金において、国の統一制度である伴走支援型特別保証制度要綱で定める経営者保証免除対応が適用される場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。

(返済期限)

第6条 融資における返済期限は、融資実行日から融資期間経過後の応当日以内とする。

(融資条件の変更等)

第7条 融資条件の変更について、市長は指定金融機関及び信用保証協会と協議を行うことができる。

## 第2章 一般中小企業振興資金

### 第1節 札幌みらい資金

#### (観光)

第8条 要綱第18条第1号に規定する「観光」は、観光バスなど観光地まで移動する交通手段としての「運輸業」、ホテルや旅館等の「宿泊業」、お土産を販売する「小売業」、観光施設の運営及び観光施設に関する情報発信を行う「サービス業」などをいう。

#### (食)

第9条 要綱第18条第1号に規定する「食」は、一次産品を加工する「製造業」、食品や加工品を店舗などに配送する「卸売業」・「運輸業」、レストランなど販売、サービスを提供する「飲食業」・「小売業」、北海道の豊富な食を国内外に情報発信する上で必要となる「広告関連サービス業」などをいう。

#### (環境 (エネルギー))

第10条 要綱第18条第1号に規定する「環境 (エネルギー)」は、省エネルギー・新エネルギー機器の「製造業」、太陽光発電設備などの次世代エネルギーシステムの施工や、高断熱・高气密住宅などの省エネルギー住宅の建設を行う「建設業」、エコ製品の提供を行う「卸売業」・「小売業」などをいう。

#### (健康福祉・医療)

第11条 要綱第18条第1号に規定する「健康福祉・医療」は、医療や社会福祉・介護に関するサービスを行う「医療・福祉サービス業」、医薬品や機能性食品、健康福祉機器の開発などを行う「製造業」、バリアフリー住宅の建設等を行う「建設業」などをいう。

#### (IT・クリエイティブ)

第12条 要綱第18条第1号に規定する「IT・クリエイティブ」は、ソフトウェアの提供や映像制作などを行う「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」のうち、広告やデザインなどのサービスを提供するものなどをいう。

## 第2節 景気対策支援資金

(必要書類)

第13条 この資金のうち要綱第27条第2号、同条第3号又は同条第4号に該当する中小企業者等の融資申請にあたっては、要綱第30条に規定する認定書を受付機関に提出するものとする。

### 第3節 経営力強化支援資金

(必要書類)

第14条 この資金における融資の申請にあたっては、様式1に次の書類を添付し、受付機関を経由して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（融資申請者が策定したもの）
- (2) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（前号に規定する事業計画書に記載されている場合は除く。）

## 第4節 伴走型経営改善資金

(必要書類)

第15条 この資金における融資の申請にあたっては、融資対象ごとに原則として次の書類を受付機関に提出するものとする。

(1) 要綱第36条に定める全ての中小企業者等

経営行動計画書で、以下の内容を全て満たすもの又は含むもの

- ア 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- イ 借受者の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定
- ウ 借受者が融資を受けて取り組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- エ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

(2) 要綱第36条第1号に該当する中小企業者等

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書及び前号に定める書類

(3) 要綱第36条第2号に該当する中小企業者等

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書及び第1号に定める書類

(4) 要綱第36条第3号から第9号に該当する中小企業者等

以下のいずれかの確認書（要綱第36条第3号から第9号に定める各対象要件に対応するもの。）及び第1号に定める書類

- ア 売上高減少要件確認書
- イ 売上高総利益率減少要件確認書
- ウ 売上高営業利益率減少要件確認書

(5) 経営者保証免除対応を希望する中小企業者等

経営者保証免除対応確認書

(その他)

第16条 本資金の取扱に係るその他の条件等については、国の伴走支援型特別保証制度要綱に定めるとおりとする。



### 第3章 特別資金

#### 第1節 事業革新支援資金

(融資対象)

第17条 要綱第40条第1号に規定する「事業再構築（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編のいずれか）に取り組む者」は、それぞれ次の各号に該当する中小企業者等とする。

- (1) 新分野展開とは、中小企業等が主たる業種（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいう。以下同じ。）又は主たる事業（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいう。以下同じ。）を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。
- (2) 事業転換とは、中小企業等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。
- (3) 業種転換とは、中小企業等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。
- (4) 業態転換とは、製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することをいう。
- (5) 事業再編とは、会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。

2 要綱第40条第2号に規定する「商店街等の活性化に資する事業に取り組む者」は、市長が特に認める場合は任意の組合又は非組合員も融資対象とすることができる。

3 要綱第40条第3号に規定する「海外への販路拡大又は海外拠点の設置若しくは拡張に取り組む者」は、次に掲げる者とする。

- (1) 海外向け製品・商品の開発や製造等を行い、海外への販路拡大に取り組む者
- (2) 海外支店等の開設又は海外における生産販売拠点の設置若しくは拡張に取り組む者

4 要綱第40条第4号に規定する「事業承継に取り組む者」は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業承継を行う計画を策定し、その計画実行に取り組む者
- (2) 中小企業経営者の死亡・退任等に起因して、当該中小企業者の事業の承継を行う者

(資金使途)

第18条 要綱第40条第2号に規定する「商店街等の活性化に資する事業に取り組む者」は、資金使途に、商店街活性化事業に係る運営費及び組合員向け転貸資金を含めることができる。

## 第2節 創業・雇用創出支援資金

### (創業)

第19条 要綱第46条に規定する「創業」は、新たに個人又は法人代表者として事業を営むことをいう。

### (雇用創出)

第20条 要綱第46条に規定する「雇用の創出」は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用事業主が市内居住者を雇用期間の定めのない従業員として融資申請日前6ヶ月以内に、1名以上新たに雇用することをいう。ただし、被雇用者は、雇用時点で札幌市内居住者（住民票等により確認可能な者）に限る。

### (必要書類)

第21条 この資金の融資申請者は、原則として次の書類を受付機関に提出するものとする。ただし、指定金融機関が要綱第50条に定める融資のあつせんを不要と判断した場合は、当該金融機関の必要と認める書類を提出するものとする。

- (1) 事業計画書、資金計画書及び利益計画書
- (2) 個人の場合は、住民票、法人の場合は、定款及び現在事項全部証明書
- (3) 法人の場合は、株主名簿又は組合員名簿
- (4) 市民税の納税証明書
- (5) 確定申告書、決算報告書、勘定科目内訳書及び事業概況説明書の写し
- (6) 設備資金の場合は、建築図面、仕様書及び見積書の写し
- (7) 許認可証の写し

2 受付機関は調査の必要に応じて、個別に追加資料の提出を受けることができる。

### (追加提出書類)

第22条 「雇用創出」により、この資金の融資申請を行う場合は、前条の提出書類に加えて次の書類を受付機関に提出するものとする。

- (1) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主控）、新たに雇用した従業員の住民票等市内居住者の雇用創出を確認するために必要な書類
- (2) 雇用契約書等雇用期間の定めがないことを確認するために必要な書類

### 第3節 カーボンニュートラル推進資金

#### (融資対象の定義)

第23条 この取扱細則及び要綱第52条における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備」とは、国の「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」のうち、「先進事業」において補助対象設備として採択された先進設備をいう。
- (2) 「次世代自動車」とは、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (3) 「天然ガス自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているものをいう。
- (4) 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (5) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (6) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド車であることが記載されているものをいう。
- (7) 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (8) 「V2H充電設備」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車並びに燃料電池自動車から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置をいう。
- (9) 「水素ステーション」とは、燃料電池自動車に燃料として水素を供給する設備をいう。

(次世代自動車)

第24条 前条及び要綱第52条に規定する「次世代自動車」は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が、札幌市内の住所であること。
- (2) 事業の用に供するため、借受者が自ら5年間以上使用する次世代自動車であること。

(必要書類)

第25条 この資金における融資の申請にあたっては、様式8に次の書類を添付し、受付機関を経由して市長に提出するものとする。

- (1) 導入しようとする設備又は次世代自動車の見積書
  - (2) 導入しようとする設備又は次世代自動車の性能を示す仕様書等
- 2 市長及び受付機関は必要に応じて、個別に追加資料の提出を受けることができる。